

## (2) 階梯式配賦

本調査では、各施設の診療部門・中央診療部門・補助部門・管理部門に該当する各小部門（病棟や画像、検査、手術など）へ費用を計上する「一次配賦」を経て、補助部門・管理部門から診療部門、中央診療部門へ配賦する「二次配賦」、さらに、中央診療部門から診療部門の外来と各病棟へ配賦する「三次配賦」を行う「階梯式配賦」とした（図表16）。


図表16 階梯式配賦の考え方

◆「一次配賦」: 収益、費用(施設全体額)を以下の4部門それぞれに計上。

診療部門							補助・管理部門	
外来部門	入院部門			中央診療部門			補助部門	管理部門
	調査病棟1	調査病棟2	...	画像	検査	手術	...	


◆「二次配賦」: 補助・管理部門の費用を入院部門、外来部門、中央診療部門へ配賦。

診療部門							補助・管理部門	
外来部門	入院部門			中央診療部門			補助部門	管理部門
	調査病棟1	調査病棟2	...	画像	検査	手術	...	



◆「三次配賦」: 中央診療部門の費用を入院部門、外来部門へ配賦。

診療部門							補助・管理部門	
外来部門	入院部門			中央診療部門			補助部門	管理部門
	調査病棟1	調査病棟2	...	画像	検査	手術	...	



### (3) 配賦基準について

配賦基準には、各階梯の段階に応じて図表17に示すデータを用いた。また、階梯毎の配賦基準と費目の関係については、図表18に示すデータを用いた。

なお、医師の給与費及び材料費、検査委託費や給食委託費などの委託費については、一次及び二次における部門への階梯式の配賦は行わず、三次配賦だけとした。

図表17 「コスト調査」における配賦基準

階梯	配賦基準
一次配賦	<ul style="list-style-type: none"><li>・部門別職員数比</li><li>・部門別面積比</li><li>・補助管理部門直課－控除対象外消費税等負担額</li><li>・補助管理部門直課－本部費配賦額</li></ul>
二次配賦	<ul style="list-style-type: none"><li>・部門別職員数比</li><li>・部門別面積比</li></ul>
三次配賦	<ul style="list-style-type: none"><li>・入院外来収入比</li><li>・部門別延べ患者数比</li><li>・病棟別病床数比</li><li>・部門別職員数比</li><li>・部門別面積比</li></ul>

図表18 「コスト調査」費目別配賦基準

II 医業費用		一次配賦基準	二次配賦基準	三次配賦基準
		外来/入院/中央診療/補助管理	補助管理 → 外来/入院/中央診療	中央診療 → 外来/入院(病棟)
1 給与費 (給料・賞与・退職給付費用・法定福利費等)	職種：医師...	■	■	外来・入院収入比→部門別延べ患者数比
	職種：医師以外	部門別職員数比	部門別職員数比	部門別延べ患者数比 (ただし、給食部門は病棟別病床数比のみで配賦)
2 材料費	(1) 医薬品費	■	■	外来・入院収入比→部門別延べ患者数比  病棟別延べ患者数比
	(2) 診療材料費	■	■	
	(3) 医療消耗器具備品費	■	■	
	(4) 給食用材料費	■	■	
3 委託費	(1) 検査委託費	■	■	外来・入院収入比→部門別延べ患者数比 病棟別延べ患者数比
	(2) 給食委託費	■	■	
	(3) 検具委託費	■	■	
	(4) 医事委託費	■	■	外来・入院収入比→部門別延べ患者数比 部門別面積比 (ただし、給食部門は病棟別面積比のみで配賦)
	(5) 清掃委託費	■	■	
	(6) 保守委託費	■	■	
	(7) その他の委託費	■	■	
4 設備関係費	(1) 減価償却費	■	■	部門別面積比 (ただし、給食部門は病棟別面積比のみで配賦)
	(2) 経維賃借料	■	■	
	(3) 地代家賃	■	■	
	(4) 修繕費	■	■	
	(5) 固定資産税等	■	■	
	(6) 器機保守料	■	■	
	(7) 器機設備保険料	■	■	
	(8) 車両関係費	■	■	
5 研究研修費	(1) 研究費	■	■	部門別職員数比 (ただし、給食部門は病棟別職員数比のみで配賦)
	(2) 研修費	■	■	
6 経費	(1) 福利厚生費	■	■	部門別職員数比 (ただし、給食部門は病棟別職員数比のみで配賦)
	(2) 旅費交通費			
	(3) 職員被服費			
	(4) 通信費			
	(5) 広告宣伝費			
	(6) 消耗品費			
	(7) 消耗器具備品費			
	(8) 会議費			
	(9) 水道光熱費	■	■	部門別面積比 (ただし、給食部門は病棟別面積比のみで配賦)
	(10) 賃借料			
	(11) 保険料	■	■	部門別職員数比 (ただし、給食部門は病棟別職員数比のみで配賦)
	(12) 交際費			
	(13) 雑金費			
	(14) 租税公課			
	(15) 医業貸倒損失			
	(16) 貸倒引当金繰入額			
	(17) 雑費			
7 控除対象外消費税等負担額	補助管理部門直課		部門別職員数比 (ただし、給食部門は病棟別職員数比のみで配賦)	
8 本部費配賦額	■			
計				